区民懇談会提言の要点について

区民懇談会起草部会長 沼田 良

「地方自治は、憲法あるいは地方自治法の条文にも明記されているが、これからの本当の自治を実践するためには、自らの規範が必要だと思う。」 (2006 年 7 月 3 日、区民懇談会の「提言」を受け取った直後の練馬区長の挨拶)

1、経過 - 懇談会はどのように提言をまとめたか

区民懇談会の活動期間は、2005.6.15~2006.7.3 の約1年間当初は8か月間で終える予定だったが、4か月ほど延長した区長からの諮問-「盛り込むべき項目と内容についての検討」懇談会(2005.6.15~、のべ15回)-学識4名、公募13名、団体17名起草部会(2006.2.13~、のべ18回)-学識3名、公募5名、団体4名前半はワークショップ、後半はそれをふまえた提言案の策定

2、骨子 - 懇談会はどのような提言をまとめたか

本文は全13章+前文、A4で24ページ。ほかに付属資料区の最高規範→条例の条例、制定改廃・解釈運用での基準自治の担い手→「区民」+「区」「区民」の定義→コアの区民(住民)と広義の区民「区」の定義→議会、長、職員など協働とコミュニティ→「コミュニティと区の協働」住民投票→重要事項について可能とするが、別途条例化自治推進委員会→区長の諮問機関として設置特別区→「名実ともに自主的自立的な地方公共団体」

3、意義 - (仮称)練馬区自治基本条例は必要か

新旧ふたつの自治イメージ

1、自治の従来型、タテジマ模様、国による自治、役所の自治2、自治の本来型、マーブル模様、地域による自治、市民の自治区民による「自治」の再定義へ(自己規律と自己統治)